

# 福岡アジア美術館アーティスト・イン・レジデンス事業 実施要綱

## 1 総則

福岡アジア美術館（以下「当館」という。）におけるアーティスト・イン・レジデンス事業を実施するため、この要綱を定める。

## 2 目的

福岡アジア美術館は、アジアをはじめとする国内外のアーティストを一定期間招聘し、福岡での創作活動や作品発表等の様々な機会を提供することで、アーティストが刺激し合っ  
て成長し、福岡から世界に羽ばくことを支援する。また、市民との美術交流を推進すること  
により、現代アートやアジア美術、異文化に対する理解を醸成し、地域文化の質的向上に努  
める。福岡アジア美術館は、本事業を通じて、国内外との人的・組織的なネットワークを構  
築するとともに、アジア美術の交流拠点を目指す。

## 3 事業内容

- (1) 被招聘予定者は公募し、「福岡アジア美術館アーティスト・イン・レジデンス事業被  
招聘者選考協議会」で選考する。
- (2) 当館は、被招聘者の創作活動等における必要な支援を行う。
- (3) 当館と被招聘者は、共同して市民との美術交流活動を企画、実施する。

## 4 実施条件

この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別途定める。

## 附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年11月20日から施行する。

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

令和6（2024）年度  
福岡アジア美術館 アーティスト・イン・レジデンス事業  
要領  
（福岡アーティスト/長期レジデンス）

1 目的

福岡アジア美術館は、アジアをはじめとする国内外のアーティストを一定期間招聘し、福岡での創作活動や作品発表等の様々な機会を提供することで、アーティストが刺激し合っ  
て成長し、福岡から世界に羽ばくことを支援する。また、市民との美術交流を推進すること  
により、現代アートやアジア美術、異文化に対する理解を醸成し、地域文化の質的向上に努  
める。福岡アジア美術館は、本事業を通じて、国内外との人的・組織的なネットワークを構  
築するとともに、アジア美術の交流拠点を目指す。

2 主催者

福岡アジア美術館

3 実施形態

(1) 招聘対象者

被招聘者は、次の要件を満たす者とする。

- ア 現代アートにおける活動実績が認められ、かつ将来の国際的な活躍を期待される福  
岡県内に居住する者
- イ 当館レジデンス事業で招聘される海外・国内アーティストとの積極的な交流をおこ  
なえる者
- ウ アジアとの交流を継続的におこなうことが期待される者
- エ 自宅から週2日以上、指定のスタジオに通うことができる者
- オ 日本ででの日常生活が可能な程度の日本語、もしくは英語が話せる者
- カ 美術専門家、美術関係機関・団体等からの推薦（別紙：推薦状一通）が得られる者

(2) 招聘人数 計2人（組）程度

国籍は問わない。1組複数人で応募する場合、主催者が負担する費用は1人分とする。  
宿泊費（朝食・夕食費含む）の支給はなし。

(3) 招聘期間

5～6ヵ月程度

(4) 制作・展示場所

Artist Cafe Fukuoka内スタジオ（福岡市中央区城内2－5）等で創作活動をおこな  
い、Artist Cafe Fukuoka内 グランド・スタジオ（同上）等で展示をおこなう。

(5) 活動内容

ア 創作活動

福岡での創作環境を活かした作品制作やプロジェクト等を公開でおこなう。

イ 美術交流活動

市民や学生、来場者等を対象としたワークショップを1回程度、トークを2回程  
度、またオープンスタジオを1回程度（9月）おこなう。

ウ 作品展示

滞在中に制作した作品を「成果展」として12月に展示する。

(6) 活動条件

ア 被招聘者の家族の同伴は、原則、認めない。

イ 滞在中に制作した作品およびその著作権は、被招聘者に帰属する。

ウ 作品等の引き取り・返却にかかる経費は、被招聘者が負担する。

なお被招聘者による引き取りが困難な場合は、当館に処分を一任する。

(7) 主催者の経費負担

主催者は事業の推進にあたり、以下の経費を予算の範囲内で負担する。

ア 交通費

自宅からスタジオまでの交通費、リサーチや制作のための交通費（2キロ圏内は除く）の実費（後払い）

イ 創作活動及び作品展示にかかる経費

当館が必要と認める材料費、制作・展示経費等（上限50万円）

ウ 美術交流活動にかかる経費

当館が必要と認める材料費等

エ 展覧会広報経費

展覧会チラシ、看板等の製作費

オ 被招聘者の傷害保険、成果展中の作品保険等の加入

(8) 支援内容、その他

ア 創作活動や作品展示、美術交流活動に関する支援や助言

イ 福岡滞在にあたっての生活ガイダンス

ウ 連携大学における施設の利用、教員からの助言、学生との創作・美術交流活動等

令和6（2024）年度  
福岡アジア美術館 アーティスト・イン・レジデンス事業  
施行細則  
（福岡アーティスト/長期レジデンス）

- 1 この細則は、アーティスト・イン・レジデンス事業要領（福岡アーティスト/長期レジデンス）〔以下「要領」という。〕に基づくレジデンス事業の実施について必要事項を定めるものである。
- 2 要領3－（2）（3）に定める招聘期間および人数は、原則として次のとおりとする。  
7月から12月の中の5～6カ月程度、福岡県内に居住するアーティスト2人（組）程度
- 3 要領3－（4）に定める制作・展示場所の詳細は次のとおりとする。
  - （1）主な制作場所：Artist Cafe Fukuoka内スタジオ（福岡市中央区城内2－5）  
使用面積：30～130㎡  
使用時間：11：00～19：00、月曜休館 ※月曜が祝日の場合は、翌日閉館  
主な展示場所：Artist Cafe Fukuoka内 グランド・スタジオ〔旧体育館〕（福岡市中央区城内2－5）  
使用面積：100～200㎡程度
- 4 要領3－（4）に定める制作・展示場所の使用に際しては、以下を遵守すること。
  - （1）制作・展示場所を自己の責に帰すべき事由により損傷または汚損した場合は、速やかに現状に回復するか、その損害を賠償しなければならない。
  - （2）当館の承認なく制作・展示場所の改増築や設備の新設等をしてはならない。
- 5 要領3－（5）に定める活動内容等の応募資料について、その作成および送付にかかる費用は応募者の負担とし、当該資料の返却は原則として行わない。
- 6 要領3－（6）－ア、イに定める作品の引き取り費用および当館での取り扱いについては、以下のとおりとする。
  - （1）作品等の引き取りにかかる経費（運送・梱包・通関・税金等）は被招聘者が負担する。
  - （2）被招聘者による作品等の引き取りが困難な物については、当館に処分を一任する。
- 7 要領3－（7）に定める主催者が負担する経費の詳細は、以下のとおりとする。但し、1組複数人で参加する場合でも、主催者が負担する経費は1人分のみとする。
  - （1）3－（7）－アに定める交通費は、福岡市職員等旅費支給条例及び同条例施行規則に従い、自宅からスタジオまでの交通費、またリサーチのための交通費（2キロ圏内を除く）の実費を、月末締めの後払いで支給する。宿泊費（朝食・夕食費を含む）、日当の支給はしない。
  - （2）3－（7）－イ、ウに定める創作活動及び作品展示にかかる経費、美術交流活動にかかる経費は、以下のとおりとする。
    - ア 材料および作品の設置・組立にかかる制作費及び展示にかかる経費
    - イ 単独の制作が困難な場合のアシスタントの賃金（アとイ合わせて上限50万円）
    - ウ 作品の搬出入費
    - エ 会場設営・撤去費
    - オ 通訳者への謝礼金
    - カ 美術交流活動にかかる材料費等
  - （3）3－（7）－エに定める展覧会広報経費

展覧会チラシ、看板等の製作費

- (4) 3-(7)-オに定める被招聘者の保険加入については、傷害または疾病による死亡・後遺障害保険、また治療時費用もしくは入院・通院保険に加入する。また、被招聘者の都合による日程変更で、加入手続きが必要になった場合は、被招聘者の責任で行うこと。また、「成果展」期間中の作品の保険加入については、1作家300万円を上限とする。

8 被招聘者個人が負担する経費は、以下のとおりとする。

- (1) 要領3-(4)に定める制作場所において、主催者が整備したもの以外の備品購入費
- (2) 要領3-(6)-ウに定める作品等の引き取りにかかる経費
- (3) 要領3-(7)-アに定める以外の交通費
- (4) 本細則7-(2)に定める主催者が負担する限度額を超える制作および運搬の経費
- (5) 本細則7-(4)の保険の範囲を超える滞在中のけが、疾病等に関する医療費
- (6) 被招聘者の居住地から指定のスタジオ等へ送るすべての運送費
- (7) 指定のスタジオ等から被招聘者の居住地へ送るすべての運送費
- (8) 被招聘者の故意又は過失による損害及びけが等による医療費

9 被招聘者は、主催者が撮影した作品および肖像写真、映像・音声を、広報や教育または記録など非営利目的で使用することを了承する。また、その著作権は、主催者に帰属する。